

国立大学法人大分大学における令和２年４月１日付け教育研究組織の改組に伴う関係規程
の整備に関する規程

令和２年２月２５日制定
令和２年規程第３号

(国立大学法人大分大学教員組織規程の一部改正)

第１条 国立大学法人大分大学教員組織規程（平成２８年規程第６１号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (１) 第２条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１７号までを一号ずつ繰り上げる。
- (２) 別表の表中「福祉社会科学部門」及び「福祉社会科学研究科長」を削る。

(大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程の一部改正)

第２条 大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成２７年規程第１号）第２条第２項の規定中「大学院福祉社会科学研究科、」を削る。

(国立大学法人大分大学設置計画管理委員会規程の一部改正)

第３条 国立大学法人大分大学設置計画管理委員会規程（平成３０年規程第２号）第３条第１項第４号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学運営会議規程の一部改正)

第４条 国立大学法人大分大学運営会議規程（平成１６年規程第２号）第３条第４号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学人事政策会議規程の一部改正)

第５条 国立大学法人大分大学人事政策会議規程（平成１７年規程第９３号）第４条第１項第４号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学評価委員会規程の一部改正)

第６条 国立大学法人大分大学評価委員会規程（平成１６年規程第５号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (１) 第３条第１項第５号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。
- (２) 第７条第３項第２号の規定中「及び福祉社会科学研究科」を削る。

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議規程の一部改正)

第７条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議規程（平成２９年規程第３８号）第４条第１項第５号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学部門会議規程の一部改正)

第８条 国立大学法人大分大学部門会議規程（平成２０年規程第５５－２号）別表の研究戦略・推進部門会議及び社会連携推進部門会議の項中「福祉社会科学研究科 １人、」を削る。

(国立大学法人大分大学人事会議規程の一部改正)

第９条 国立大学法人大分大学人事会議規程（平成２８年規程第６３号）別表の「福祉社会科学部門」、「福祉社会科学部門人事会議」、「福祉社会科学部門長」、「福祉社会科学研究科委員会の構成員」及び「教育支援課」を削る。

(大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程の一部改正)

第１０条 大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程（平成１６年規程第７３号）第３条第１項第３号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学部局を定める規程の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第3項各号列記以外の規定中「大学院研究科」を「大学院研究科(福祉健康科学研究科を除く。)」とする。
- (2) 第2条第3項第1号及び第2号の規定中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とする。

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 部局等印の部中「大分大学大学院福祉社会科学研究科の印」を「大分大学大学院福祉健康科学研究科の印」とし、職印の部中「大分大学大学院福祉社会科学研究科長の印」を「大分大学大学院福祉健康科学研究科長の印」とする。
- (2) 大分大学大学院福祉社会科学研究科の印及び大分大学福祉社会科学研究科長の印の項中「教育支援課長」を「福祉健康科学部事務長」とする。
- (3) 職印の部中「国立大学法人大分大学福祉社会科学部門長の印」、「30」、「教育支援課長」及び「部門長」を削る。

(国立大学法人大分大学危機管理規程の一部改正)

第13条 国立大学法人大分大学危機管理規程(平成21年規程第7号)第7条第3項第4号及び第10条第3項第4号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程の一部改正)

第14条 国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程(平成20年規程第18号)第3条第1項第3号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程の一部改正)

第15条 国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程(平成16年規程第27号)別表第2第1号の表中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とし、「学生支援部長」を「総務部長」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第16条 国立大学法人大分大学予算管理規程(平成16年規程第53号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第2の表中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とする。
- (2) 別表第3の表中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とし、福祉社会科学研究科の項中「学生支援部教育支援課長」を「福祉健康科学部事務長」とする。

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第17条 国立大学法人大分大学予算委員会規程(平成17年規程第84号)第4条第1項第3号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

(国立大学法人大分大学固定資産管理規程の一部改正)

第18条 国立大学法人大分大学固定資産管理規程(平成19年規程第19号)別表第2について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 「福祉健康科学部」の項の次に「福祉健康科学研究科」、「福祉健康科学研究科長」及び「福祉健康科学部事務長」を加える。

(2) 「福祉社会科学研究科」及び福祉社会科学研究科の項中「研究科長」を削る。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第19条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程（平成22年規程第7号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第1の旦野原キャンパスの部中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とし、福祉社会科学研究科の項中「教育支援課長」を「福祉健康科学部事務長」とする。
- (2) 別図第1の図中「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とする。

(国立大学法人大分大学交通対策委員会規程の一部改正)

第20条 国立大学法人大分大学交通対策委員会規程（平成25年規程第63号）第3条第4号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(旧研究科が存続する間の経過措置)
- 2 令和2年3月31日において教育学研究科学校教育専攻、医学系研究科医科学専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻に在学していた者に対する同年4月1日以降における関係規程の適用については従前の例によるものとし、当該規程に係る事務については、教育学部事務部、医学・病院事務部学務課及び学生支援部教育支援課において処理する。